

# 11月は「児童虐待防止推進月間」です。

～体罰等のない子育てを広げるために、あなたの力を貸してください～

厚生労働省では、毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と位置づけ、全国で啓発活動を行っています。

体罰等によらない子育てを推進するため、子育て中の保護者に対する支援も含めて社会全体で取り組んでいきましょう。

## ○「体罰」は国の法律で禁止されています！

「言うことをきかないから」「悪いことをしたから」「しつけのため」など、どんな理由があっても子どもに「体罰」を与えてはいけません。「しつけ」と「体罰」は違います。

### ・「しつけ」とは…

子どもの人格や才能などを伸ばし、社会において自律した生活を送れるようにすることなどの目的から、子どもをサポートして社会性を育む行為です。

### ・「体罰」とは…

子どもの身体に何らかの苦痛を引き起こし、または不快感を意図的にもたらす行為（罰）です。

## ○体罰などを受けつづけていると…

身体と心の成長や発達に悪い影響が出てしまうことが科学的にわかっています。



## ○あなたやあなたの家族・友達をまもるために相談できる場所があります。

### ・児童相談所虐待対応ダイヤル「189」

・北勢児童相談所 TEL 347-2030

・子育て健康課 TEL 377-5652

## ○子育て中の方へ

毎日、子育てを頑張っていると疲れてしまうこともあります。そんなときは無理をせず、家族や周囲の人たちに相談・協力してもらいましょう。がんばりすぎないことも大切です。子育てに悩んだり、つらく感じるときは我慢せずに、子育て健康課（377-5652）までご相談ください。

# 11月12日▶25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。

## 一人で悩まず、まず相談しましょう。女性の悩み相談

人には言えない悩みを抱えて、誰に相談してよいかわからない「女性の悩み」に、三重県北勢福祉事務所の女性相談員が電話相談・面接相談を受け付けています。

※費用は、無料です。秘密は守ります。

### たとえば、こんなときに…

## ○夫や恋人からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）のこと

殴られたり、蹴られたりするなどの身体的な暴力、なじられたり、怒鳴られたりするなどの言葉の暴力や精神的な暴力、生活費が貰えないなどの経済的な暴力を受けるなどしてお悩みの方。

## ○離婚のこと

離婚を考えている、あるいは、離婚を迫られている。

## ○親子、嫁姑などの家族問題のこと

## ○近隣、職場などの対人関係のこと

一人で悩まないで、お気軽にご相談ください。

## DV相談 ～年齢・性別問わず相談できます～

（内閣府）DV相談ナビ #8008

（内閣府）DV相談プラス 0120-279-889

・三重県北勢福祉事務所 TEL 352-0557

・法テラス三重法律事務所（離婚・ハラスメントに関する相談） TEL 050-3383-5470

・子育て健康課 TEL 377-5652